

第80回 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日～2022年3月31日

▶ 日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

▶ 場所

東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル高輪 2階「桜花」
（末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。）

議決権行使期限

事前に書面またはインターネットにより

2022年6月23日（木曜日）
午後5時15分まで

に議決権をご行使くださいますようお願い
申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会当日のご来場につきましては、開催日時点の感染状況やご自身の体調をご勘案のうえ、ご検討いただきますようお願いいたします。

なお、当社の対応につきましては当社ウェブサイトに掲載させていただいており、今後の状況変化により内容を随時更新いたします。



当社ウェブサイト

[https://www.soshin.co.jp/ir/
meeting.php](https://www.soshin.co.jp/ir/meeting.php)

（「QRコード®」を読み取り接続することも可能です。）

Contents

- 第80回定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 株主総会参考書類 …… 5
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 - 第3号議案 退任取締役に對し退職慰労金贈呈の件

[添付書類]

- 事業報告 …… 16
- 連結計算書類 …… 37
- 計算書類 …… 39
- 監査報告書 …… 41

SOSHIN 双信電機株式会社

証券コード：6938

証券コード：6938
2022年6月3日

株 主 各 位

長野県佐久市長土呂800番地38
双信電機株式会社
代表取締役社長 上岡 崇

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、本株主総会当日のご出席につきまして、開催日時点の感染状況やご自身の体調をご勘案のうえ、ご検討いただきますようお願い申し上げます。事前に書面またはインターネットにより議決権をご行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁の「4. 議決権行使についてのご案内」に記載の方法により、2022年6月23日（木曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル高輪 2階 「桜花」
（末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第80期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第80期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 - 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日(木曜日) 午後5時15分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットによる議決権を行使される場合には、4頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご確認ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①～④の書類につきましては、法令および当社の定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知に記載しておりません。

①連結株主資本等変動計算書

②連結注記表

③株主資本等変動計算書

④個別注記表

◎なお、監査等委員および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております連結株主資本等変動計算書および連結注記表、ならびに株主資本等変動計算書および個別注記表も含まれております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

☐当社ウェブサイト <https://www.soshin.co.jp/ir/library.php>

## 議決権行使方法についてのご案内

### 1. 株主総会へのご出席



株主総会開催日時

2022年6月24日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙をそのまま会場受付へご提出ください。

### 2. 書面による議決権行使



行使期限

2022年6月23日（木曜日）  
午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 3. インターネットによる議決権行使

行使期限

2022年6月23日（木曜日）  
午後5時15分入力完了分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

（QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。）



### 議決権電子行使 プラットフォーム のご利用について

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合に限り、本総会における議決権行使方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、2022年6月23日（木曜日）午後5時15分入力完了分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 【パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。お問い合わせ先、お問い合わせ先、お問い合わせ先。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート**  
専用ダイヤル ☎ 0120-652-031(午前9時～午後9時)

## 【その他のご照会】

証券会社に口座をお持ちの株主様      お取引の証券会社あてにお問い合わせください。  
証券会社に口座のない株主様      三井住友信託銀行 証券代行部  
(特別口座をお持ちの株主様)      ☎ 0120-782-031(平日午前9時～午後5時)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

#### (1) 決算期の変更

当社の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、親会社であるWALSIN TECHNOLOGY CORPORATIONが12月を決算期としておりますことから、決算期統一による決算業務効率化や費用削減を目的として、事業年度を毎年1月1日から12月31日に変更いたしたいと存じます。これに伴い、現行定款第11条（基準日）、第12条（招集の時期）、第28条（事業年度）および第29条（剰余金の配当）に所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則1から3を設けるものであります。

#### (2) 会社法改正への対応

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度を導入いたしますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供制度を導入する旨を定めることが義務付けられることから、変更定款第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置を行う事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を、法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更定款第15条（電子提供制度等）第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の規定は不要になるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設および削除される規定の効力に関する附則4から6を設けるものであります。なお附則4から6は、期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。（下線部分が変更箇所）

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって効力が生じるものといたします。

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第5条<br/>(条文省略)</p>                                                                                                                                                     | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第5条<br/>(現行どおり)</p>                                                                                                                                                      |
| <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条<br/>(条文省略)</p>                                                                                                                                                    | <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条<br/>(現行どおり)</p>                                                                                                                                                     |
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条 (基準日)<br/>当社は、毎年<u>3</u>月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第12条 (招集の時期)<br/>当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集する。</p> <p>第13条～第14条<br/>(条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条 (基準日)<br/>当社は、毎年<u>12</u>月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第12条 (招集の時期)<br/>当社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集する。</p> <p>第13条～第14条<br/>(現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第16条 (議決権の代理行使)<br/>(条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第24条<br/>(条文省略)</p> | <p>(削除)</p> <p>第15条 (電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第325条の2の規定による電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5第1項の書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条 (議決権の代理行使)<br/>(現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第24条<br/>(現行どおり)</p> |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第25条～第26条<br/>(条文省略)</p>                                                                                                                                                                                          | <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第25条～第26条<br/>(現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                          |
| <p>第6章 取締役の責任免除</p> <p>第27条<br/>(条文省略)</p>                                                                                                                                                                                             | <p>第6章 取締役の責任免除</p> <p>第27条<br/>(現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                             |
| <p>第7章 計算</p> <p>第28条 (事業年度)<br/>当社の事業年度は、毎年4月1日から<br/>翌年3月31日までとする。</p> <p>第29条 (剰余金の配当)<br/>(条文省略)</p> <p>3 前2項のほか、取締役会の決議により、<br/>毎年9月30日の株主名簿に記録された株<br/>主もしくは登録株式質権者に対し、中間配<br/>当を行うことができる。</p> <p>第30条 (配当金の除斥期間)<br/>(条文省略)</p> | <p>第7章 計算</p> <p>第28条 (事業年度)<br/>当社の事業年度は、毎年1月1日から<br/>12月31日までとする。</p> <p>第29条 (剰余金の配当)<br/>(現行どおり)</p> <p>3 前2項のほか、取締役会の決議により、<br/>毎年6月30日の株主名簿に記録された株<br/>主もしくは登録株式質権者に対し、中間配<br/>当を行うことができる。</p> <p>第30条 (配当金の除斥期間)<br/>(現行どおり)</p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>第28条（事業年度）の規定にかかわらず、第81期の事業年度は、2022年4月1日から2022年12月31日までの9か月間とする。</u></li> <li>2. <u>第29条（剰余金の配当）3項の規定にかかわらず、第81期の中間配当の基準日は9月30日とする。</u></li> <li>3. <u>附則1項から3項は、第81期の事業年度の経過後に削除する。</u></li> <li>4. <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。</u></li> <li>5. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）がなお効力を有する。</u></li> <li>6. <u>附則4項から6項は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会から3か月を経過したいずれかの遅い日後に削除する。</u></li> </ol> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第79回定時株主総会で選任されました取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名のうち、小林茂樹氏は2022年3月31日付で取締役を辞任しております。小林氏を除く取締役7名は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会より指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                  | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | すぎやま まさひこ<br>杉山 雅彦<br>(1957年12月24日生)<br><b>再任</b> | 1981年4月 京都セラミック株式会社（現京セラ株式会社）入社<br>1989年4月 日本碍子株式会社入社<br>2005年7月 同社研究開発本部 商品開発センター UNプロジェクトマネージャー<br>2008年4月 当社技術本部長<br>2012年6月 当社取締役<br>2018年6月 当社常務取締役<br>2018年6月 当社社長補佐技術担当（現任）<br>2019年4月 当社ものづくり革新本部所管<br>2020年6月 当社代表取締役専務（現任）<br>2022年4月 当社パワーエレクトロニクス事業本部所管（現任） | 8,000株     |

### 取締役候補者とした理由

杉山雅彦氏は、京セラ株式会社および日本碍子株式会社の研究開発部門を経て、2008年に当社技術本部長、2012年に当社取締役、2020年に当社代表取締役に就任しております。当社グループの技術、開発部門における豊富な経験と高い知見を有しており、今後も取締役として当社グループ全体の監督を適切に遂行できる人材と判断いたしました。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | たか 橋 弘 光<br>(1960年9月25日生)<br><b>再任</b> | 2002年 8月 当社入社<br>2014年 4月 当社ものづくり革新本部長<br>2017年 6月 当社取締役<br>2019年 4月 当社情報通信事業本部所管<br>2019年 6月 当社常務取締役 (現任)<br>2020年 4月 当社ものづくり革新本部所管 (現任)<br>2021年 4月 当社品質保証本部長 (現任) | 1,900株     |

#### 取締役候補者とした理由

高橋弘光氏は、当社グループの生産技術、製造、調達、品質保証等の業務に携わり、2017年に当社取締役に就任しております。当社グループの技術、製造、調達、品質保証部門などの幅広い分野で豊富な経験と高い知見を有しており、今後も取締役として当社グループ全体の監督を適切に遂行できる人材と判断いたしました。

|   |                                         |                                                                                                                                                                                   |        |
|---|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 3 | まきの 野 善 樹<br>(1962年4月21日生)<br><b>再任</b> | 1986年 4月 日本碍子株式会社入社<br>2001年 4月 同社R&DセンターBIUマネージャー<br>2005年 7月 当社営業本部第1営業次長<br>2007年 4月 当社営業本部第2営業部長<br>2018年 4月 当社情報通信事業本部長<br>2019年 6月 当社取締役 (現任)<br>2022年 4月 当社情報通信事業本部所管 (現任) | 1,000株 |
|---|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|

#### 取締役候補者とした理由

牧野善樹氏は、日本碍子株式会社で主に電子部品および開発品などの営業経験を経て、2018年に当社情報通信事業本部長、2019年に当社取締役に就任しております。電子部品業界における豊富な経験と高い知見を有しており、今後も取締役として当社グループ全体の監督を適切に遂行できる人材と判断いたしました。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | 張 瑞 宗<br>(1962年3月9日生)<br><b>再任</b> | 1987年10月 PHILIPS TAIWAN LIMITED入社<br>2011年8月 釜屋電機株式会社代表取締役社長<br>2012年12月 WALSIN TECHNOLOGY CORPORATION<br>副総経理<br>2019年10月 エルナープリントドサーキット株式会社<br>社外取締役 (現任)<br>2020年3月 日通工エレクトロニクス株式会社<br>取締役 (現任)<br>2020年4月 WALSIN TECHNOLOGY CORPORATION<br>総経理<br>2020年4月 釜屋電機株式会社代表取締役会長 (現任)<br>2021年6月 当社取締役 (現任)<br>2022年2月 WALSIN TECHNOLOGY CORPORATION<br>研発事業部執行副総兼開発長 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>WALSIN TECHNOLOGY CORPORATION 研発事業部<br>執行副総兼開発長<br>釜屋電機株式会社代表取締役会長<br>日通工エレクトロニクス株式会社取締役<br>エルナープリントドサーキット株式会社社外取締役 | 0株         |

取締役候補者とした理由

張瑞宗氏は、長年にわたる電子部品の製品開発、製造管理に関する豊富な経験と知見や、経営者として事業を牽引した実績を当社取締役会の監督機能強化に活かすことが期待できるため、今後も取締役として適切に経営の監督を遂行できる人材と判断いたしました。

|   |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |
|---|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 5 | 陳 怡 光<br>(1971年12月28日生)<br><b>再任</b> | 2002年12月 DUPONT TAIWAN LIMITED入社<br>2012年9月 同社協理<br>2019年5月 WALSIN TECHNOLOGY CORPORATION<br>国際業務事業部協理<br>2020年5月 釜屋電機株式会社代表取締役社長 (現任)<br>2020年5月 日通工エレクトロニクス株式会社<br>代表取締役会長 (現任)<br>2021年6月 当社取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>釜屋電機株式会社代表取締役社長<br>日通工エレクトロニクス株式会社代表取締役会長 | 0株 |
|---|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

取締役候補者とした理由

陳怡光氏は、長年にわたる電子材料等に関する研究に伴う幅広い知見や、海外材料メーカー勤務時における豊富な営業経験を当社取締役会の監督機能強化に活かすことが期待できるため、今後も取締役として適切に経営の監督を遂行できる人材と判断いたしました。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6     | なかにしこうじ<br>中西港二<br>(1967年4月25日生)<br><b>新任</b> | 1991年4月 日本碍子株式会社入社<br>2005年12月 NGK CERAMICS POLSKA SP.ZO.O.出向<br>2010年4月 日本碍子株式会社 財務部資金グループ<br>マネージャー<br>2015年1月 当社経営推進本部経営企画室長<br>2015年1月 当社経営推進本部経理部長<br>2018年4月 当社経営推進本部長 (現任)<br>2019年4月 当社経営推進本部経営企画部長 (現任)<br>2022年4月 当社業務監査室長 (現任) | 1,000株     |

#### 取締役候補者とした理由

中西港二氏は、日本碍子株式会社の財務部門を経て、2015年に当社経営推進本部経営企画室長、2018年に当社経営推進本部長に就任しております。日本碍子株式会社の財務部門および当社グループの管理部門における豊富な経験と高い知見を有しており、取締役として当社グループ全体の監督を適切に遂行できる人材と判断いたしました。

|   |                                                |                                                                                                                                                                                                        |        |
|---|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 7 | みずたにやすひこ<br>水谷靖彦<br>(1968年6月21日生)<br><b>新任</b> | 1989年4月 日本碍子株式会社入社<br>2003年4月 当社技術本部LTCC開発部HMDR設計<br>グループ長<br>2010年4月 当社開発本部LTCC開発部長<br>2011年4月 当社開発本部情報通信部品開発部長<br>2018年4月 当社情報通信事業本部長代理<br>2022年4月 当社情報通信事業本部長 (現任)<br>2022年4月 当社情報通信事業本部製造管理部長 (現任) | 1,000株 |
|---|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|

#### 取締役候補者とした理由

水谷靖彦氏は、日本碍子株式会社の技術開発部門を経て、2011年に当社開発本部情報通信部品開発部長、2022年に当社情報通信事業本部長に就任しております。日本碍子株式会社ならびに当社グループの技術、開発部門における豊富な経験と高い知見を有しており、取締役として当社グループ全体の監督を適切に遂行できる人材と判断いたしました。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                  | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 8     | <p>きのした よし たか<br/>木 下 嘉 隆<br/>(1958年1月8日生)</p> <p><b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b></p> | <p>1982年4月 株式会社日立製作所入社<br/>2011年6月 エルピーダメモリ株式会社（現マイクロンメモリジャパン株式会社）取締役<br/>2013年7月 同社代表取締役社長<br/>2014年11月 マイクロンジャパン株式会社<br/>代表取締役社長<br/>2020年11月 ヌヴォトンテクノロジージャパン株式会社<br/>取締役（現任）<br/>2020年11月 ヌヴォトンテクノロジーホールディングス<br/>ジャパン株式会社社長（現任）<br/>2021年2月 Nuvoton Technology Corp.<br/>Deputy CEO（現任）<br/>2021年5月 タワー パートナーズ セミコンダクター株<br/>式会社社外取締役（現任）<br/>2021年11月 芯唐電子科技（深圳）有限公司取締役（現<br/>任）<br/>2021年12月 Nuvoton Technology Singapore Pte.<br/>Ltd.取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>ヌヴォトンテクノロジージャパン株式会社取締役<br/>ヌヴォトンテクノロジーホールディングスジャパン株式<br/>会社社長<br/>Nuvoton Technology Corp. Deputy CEO<br/>Nuvoton Technology Singapore Pte. Ltd.取締役<br/>芯唐電子科技（深圳）有限公司取締役<br/>タワー パートナーズ セミコンダクター株式会社社外取<br/>締役</p> | 0株         |

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割**

木下嘉隆氏は、長年にわたる半導体業界等の電子部品に関する豊富な経験と知見や、経営者として事業を牽引した実績を当社取締役会の監督機能に活かすことが期待できるため、社外取締役として適切に経営の監督を遂行できる人材と判断いたしました。

- (注) 1. 張瑞宗氏および陳怡光氏の過去10年間および現在の当社親会社であるWALSIN TECHNOLOGY CORPORATIONおよび同社の子会社における業務執行者としての地位および担当は、「略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。他の候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 木下嘉隆氏は、新任の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、木下嘉隆氏が社外取締役に選任され就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 木下嘉隆氏が社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 当社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 退任取締役に對し退職慰勞金贈呈の件

本總會の終結の時をもって退任される取締役の上岡崇氏に對し、在任中の勞に報いるため、退職慰勞金を贈呈いたしたく、その具體的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、当該退職慰勞金につきましては、当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿って、当社の定める一定の基準内とするものであり、その内容は相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| ふ<br>氏  | り<br>が<br>な<br>名    | 略<br>歴                                 |
|---------|---------------------|----------------------------------------|
| かみ<br>上 | おか<br>岡<br>たかし<br>崇 | 2007年6月 当社取締役<br>2014年4月 当社代表取締役社長（現任） |

以 上



# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における国内外経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な再拡大やロシアのウクライナへの侵攻などによる原材料、エネルギー価格の上昇等の影響はあるものの、防疫と経済の両立進展により経済・社会活動の制限が段階的に緩和され回復基調にありました。

このような状況のもと当社グループの主要市場の状況は、新型コロナウイルス感染症の再拡大による部品調達納期の長期化や、市況回復に伴う需要急増による原材料価格の高騰、世界的な半導体不足の影響等があるものの、パワーエレクトロニクス市場は設備自動化需要増加によるロボットニーズの拡大や第5世代移動通信システム（以下「5G」）対応のスマートフォンの普及、データセンター増強などにより工作機械、半導体製造装置市場の拡大が進みました。情報通信市場では高速大容量に対応した新規規格Wi-Fiや5Gなどの市場拡大に加えて、電動工具のコードレス化や中国、インドの電動バイク需要増加などでリチウムイオン電池市場も拡大しました。また、昨年度新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んだ車載市場も回復しました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高120億52百万円（前年同期比26.0%増加）、営業利益12億39百万円（前年同期比14.2倍）、経常利益13億14百万円（前年同期比30.0倍）、親会社株主に帰属する当期純利益11億60百万円（前年同期比8.1倍）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

#### 〔パワーエレクトロニクス事業〕

当セグメントの売上高は49億76百万円（前年同期比24.6%増加）となりました。

ノイズフィルタは、データセンターなどの需要増加に伴う半導体メーカーの設備投資増加などにより半導体製造装置向けや、ロボットニーズの拡大により工作機械向けも増加しました。また、昨年度新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ電磁波ノイズ測定も需要が回復し、セグメント全体で売上高が増加しました。

営業利益は、主に売上高の増加により2億12百万円（前年同期は1億79百万円の損失）となりました。

#### 【情報通信事業】

当セグメントの売上高は72億39百万円（前年同期比27.2%増加）となりました。

厚膜印刷基板は、電動工具のコードレス化の進展や電動バイク需要増加によりリチウムイオンバッテリーに搭載されるヒューズ向けが増加し、前期新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ車載市場の回復に伴い車載向けも増加しました。また、積層誘電体フィルタは新規規格Wi-Fi向け新製品や5G用基地局向けなどが増加し、セグメント全体で売上高が増加しました。

営業利益は売上高の増加に加え、為替の円安効果などにより10億27百万円（前年同期比3.7倍）となりました。

#### ② 設備投資の状況および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資は、積層誘電体フィルタの製造設備や厚膜印刷基板の製造設備、空調設備を中心に8億75百万円実施しました。

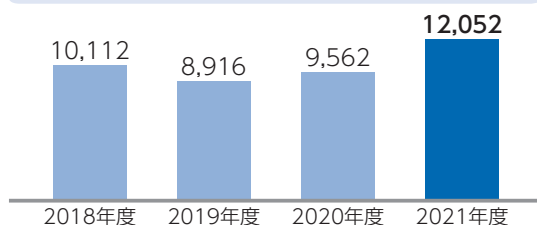
設備投資に係る所要資金につきましては全額自己資金でまかっています。

## (2) 財産および損益の状況

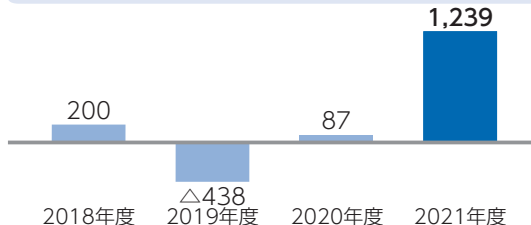
| 区 分                      | 2018年度<br>第 77 期 | 2019年度<br>第 78 期 | 2020年度<br>第 79 期 | 2021年度<br>第 80 期<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高<br>(百万円)             | 10,112           | 8,916            | 9,562            | 12,052                        |
| 営業利益<br>(百万円)            | 200              | △438             | 87               | 1,239                         |
| 経常利益<br>(百万円)            | 242              | △434             | 43               | 1,314                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>(百万円) | 23               | △837             | 142              | 1,160                         |
| 1株当たり当期純利益<br>(円)        | 1.53             | △53.69           | 9.16             | 71.71                         |
| 総資産<br>(百万円)             | 12,880           | 11,422           | 14,328           | 15,771                        |
| 純資産<br>(百万円)             | 10,264           | 8,995            | 9,752            | 11,915                        |
| 1株当たり純資産額<br>(円)         | 658.05           | 576.69           | 625.23           | 696.76                        |
| 自己資本比率<br>(%)            | 79.7             | 78.8             | 68.1             | 75.6                          |

(注) 当連結会計年度の期首から、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日改正)等を適用しています。

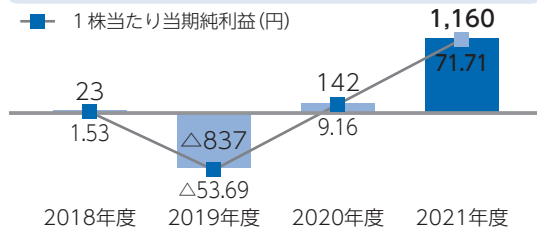
売上高 (単位: 百万円)



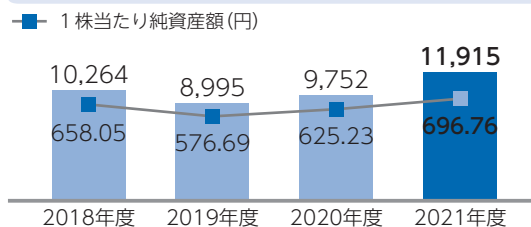
営業利益 (単位: 百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



純資産 (単位: 百万円)



### (3) 重要な親会社および子会社の状況 (2022年3月31日現在)

#### ① 親会社との関係

2021年11月9日付けで、WALSIN TECHNOLOGY CORPORATION (以下「WALSIN」) を親会社とする当社のその他の関係会社および主要株主である筆頭株主の釜屋電機株式会社 (以下「釜屋電機」) が、2020年6月29日に取得した当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権を行使し、当社株式へ転換しました。これにより釜屋電機は当社株式を新たに1,502,504株取得し、既に取得済みの株数6,731,000株と合わせて8,233,504株 (議決権比率48.17%) を保有しています。また、WALSINは当社株式330,800株 (議決権比率1.93%) を保有しており、WALSINがグループで保有する当社株式の合計が8,564,304株 (議決権比率50.11%) となるため、釜屋電機の親会社であるWALSINが当社の親会社となりました。

なお、釜屋電機は引き続き当社のその他の関係会社に該当します。

#### ② 親会社との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

#### ③ 重要な子会社の状況

| 会社名                                                        | 資本金          | 当社の出資比率 | 主要な事業内容  |
|------------------------------------------------------------|--------------|---------|----------|
| 双信デバイス株式会社                                                 | 100,000千円    | 100.0%  | 電子部品製造販売 |
| 双信パワーテック株式会社                                               | 100,000千円    | 100.0%  | 電子部品製造販売 |
| 立信電子株式会社                                                   | 50,000千円     | 100.0%  | 電子部品製造販売 |
| 双信エレクトロニクスマレーシア<br>(SOSHIN ELECTRONICS (M) SDN. BHD.)      | 16,000千リンギット | 100.0%  | 電子部品製造販売 |
| 双信華科技 (深圳) 有限公司<br>(SOSHIN ELECTRONICS (SZ) LIMITED)       | 7,686千中国元    | 100.0%  | 電子部品販売   |
| 双信エレクトロニクス・オブ・アメリカ<br>(SOSHIN ELECTRONICS OF AMERICA INC.) | 100千米ドル      | 100.0%  | 電子部品販売   |
| 双信電子 (香港) 有限公司<br>(SOSHIN ELECTRONICS (HK) LIMITED)        | 18,737千香港ドル  | 100.0%  | 電子部品販売   |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、安全・環境規制の強化、通信・交通インフラ網の拡充など事業機会は拡大しますが、長年当社グループを支えてきた一部製品は、顧客の設計変更や安価な競合品の台頭などによって構造的な需要減少に直面しています。また、新型コロナウイルス感染症の収束やロシアのウクライナへの侵攻が更に長引けば、経済活動にも深刻な影響を及ぼすことが考えられます。

このような状況の中、当社グループは、「持続的な成長」と「収益力の向上」を基本方針として、新製品の市場投入と既存製品の市場シェア拡大により売上を伸ばし、安定的に10億円以上の営業利益を計上する高収益企業への転換を目標にしています。

目標の早期達成に向け、当期親会社となったWALSIN TECHNOLOGY CORPORATIONを中心とした企業グループ（以下「PSAグループ」）との連携を加速し、同グループが保有するグローバルな販売、調達チャンネルや低コストの製造技術などのリソースを最大限活用していきます。

##### 〔持続的な成長〕

ノイズ関連製品、積層誘電体フィルタ、厚膜印刷基板など当社グループの強みを活かせる製品に経営資源を傾斜配分し、当社グループの成長と利益の拡大を図ります。

また、PSAグループが保有するグローバルな販売チャンネルを活用した製品の拡販と、PSAグループとの連携による新製品開発を加速することにより新たなビジネスチャンスを創出し、更に事業を拡大していきます。

- ① ノイズ関連製品は、お客様の様々なニーズに対応するため製品ラインアップの拡充を進めています。また、当社の特長である電磁波ノイズ測定事業では、当社浅間工場に10メートル法大型電波暗室を有しているほか、全国対応可能な業界最多の6チームオンサイトテスト体制を整備しています。他社とのアライアンスにより業務範囲を拡大しており、ノイズフィルタの販売も含め電磁波ノイズ対策のリーディングカンパニーとして幅広いソリューションビジネスを展開していきます。
- ② 積層誘電体フィルタは、今後とも成長が期待できる高速大容量化に対応したWi-Fi、通信基地局や車載用などの通信機器市場を中心に、当社の特長ある異種材接合技術や回路設計技術を活かした新規アプリケーション開発を行っています。今後とも成長が期待される5G向けなどの市場ニーズに応じた製品開発を加速し、タイムリーに市場投入していきます。
- ③ 厚膜印刷基板は、市場ニーズに応じた新製品の開発とお客様が求める技術開発、低コスト、高品質、納期遵守のものづくりを徹底していきます。今後とも新たな市場ニーズ探索を推進し、安定的に事業が拡大する方策を実行していきます。

### 〔収益力の向上〕

生産設備の自動化や生産拠点の再編による省力化の推進と、機動的な人員配置を行うことなどで生産性を向上し収益性の改善を図ります。

また、PSAグループとの連携により、PSAグループの低コスト製造技術の取り込みや海外拠点活用、グローバルな調達機能を活用した調達コストの低減が可能となり、更に収益性が改善されます。

- ① 自動化が難しく手動で生産を行っている一部の製造工程において、他社とのアライアンスにより導入した自動化技術開発が完成し、自動化設備を製造工程に投入しました。また、PSAグループの保有する製造技術を取り込むことにより、生産性向上と省人化による製造コストを削減するほか、品質改善による失敗コストを削減し、収益の向上を図っていきます。
- ② 製品の商流や工場の人員構成などの総合的な検討により、製品ごとに最適な生産工場を決定し生産拠点を再編していきます。特にコストの安価な双信エレクトロニクスマレーシアの一層の活用による製品の低コスト化を目指します。
- ③ 基幹部品の内製化やPSAグループとの連携による原材料のグローバルな調達など当社グループ全体の調達コストを削減し原価低減を図っていきます。また、多様な製品設計により増加した部品の点数を、技術部門主導で標準化・共通化することにより削減するなど全社的にコスト削減を進めていきます。
- ④ 生産計画業務の改善や生産リードタイムの短縮を推進して、お客様が欲しい時に欲しいものを供給できる体制を整備していきます。お客様指定の製品納期を遵守することは、製品の性能、価格などとともにお客様の満足度向上に直結する重要な要因と考えています。また、お客様のニーズにお応えするための活動推進は生産性の向上にもつながり、最終的には収益性の改善に貢献していくこととなります。このため従業員の多能工化を推進し、機動的な人員配置によるフレキシブルな生産体制を構築していきます。

### (5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは主として電子部品の製造販売を行っており、主な製品は次のとおりです。

| 区 分           | 主 要 品 目                                       |
|---------------|-----------------------------------------------|
| パワーエレクトロニクス事業 | ノイズフィルタ、プラスチックフィルムコンデンサ                       |
| 情 報 通 信 事 業   | 積層誘電体フィルタ、カプラ・バラン、厚膜印刷基板、LCフィルタ、マイカコンデンサ、実装製品 |

## (6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

### ① 当社の主要な営業所および工場

| 事業所名     | 所在地    | 事業所名   | 所在地     |
|----------|--------|--------|---------|
| 東京本社     | 東京都港区  | 大阪営業所  | 大阪府大阪市  |
| 浅間工場     | 長野県佐久市 | 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市 |
| 千曲技術センター | //     | 九州営業所  | 福岡県北九州市 |

### ② 重要な子会社の事業所

| 会社名                                                        | 所在地         |
|------------------------------------------------------------|-------------|
| 双信デバイス株式会社                                                 | 宮崎県宮崎市      |
| 双信パワーテック株式会社                                               | 宮崎県都城市      |
| 立信電子株式会社                                                   | 長野県小諸市      |
| 双信エレクトロニクスマレーシア<br>(SOSHIN ELECTRONICS (M) SDN. BHD.)      | マレーシア マラッカ州 |
| 双信華科技(深圳)有限公司<br>(SOSHIN ELECTRONICS (SZ) LIMITED)         | 中国 深圳市      |
| 双信エレクトロニクス・オブ・アメリカ<br>(SOSHIN ELECTRONICS OF AMERICA INC.) | 米国 カリフォルニア州 |
| 双信電子(香港)有限公司<br>(SOSHIN ELECTRONICS (HK) LIMITED)          | 中国 香港湾仔     |

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 767名 | 22名増   |

(注) 上記使用人数には、受入出向者を含み、出向者および臨時雇用者を含んでいません。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 394名 | -      | 45.1歳 | 20.7年  |

(注) 上記使用人数には、受入出向者を含み、出向者および臨時雇用者を含んでいません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 34,000,000株  
② 発行済株式の総数 17,102,504株 (自己株式1,519株を含む)

(注) 当事業年度中に、当社が2020年6月29日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権が行使されたことにより、発行済株式の総数が前期末に比べて1,502,504株増加しています。

- ③ 株主数 7,347名  
④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                     | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------|---------|---------|
| 釜屋電機株式会社                                  | 8,233千株 | 48.1%   |
| 日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                   | 858千株   | 5.0%    |
| 日本碍子株式会社                                  | 786千株   | 4.6%    |
| 日本生命保険相互会社                                | 453千株   | 2.7%    |
| YUANTA SECURITIES CO., LTD-RETAIL ACCOUNT | 167千株   | 1.0%    |
| 双信電機社員持株会                                 | 164千株   | 1.0%    |
| PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED    | 163千株   | 1.0%    |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                       | 155千株   | 0.9%    |
| 松浦行子                                      | 110千株   | 0.6%    |
| 楽天証券株式会社                                  | 85千株    | 0.5%    |

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (1,519株) を控除して計算しています。

2. 2021年11月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、当社の親会社であるWALSIN TECHNOLOGY CORPORATIONが330千株 (株券等保有割合1.93%) 保有している旨が記載されています。しかし、当社として当事業年度末における同社実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めていません。



## (2) 新株予約権等の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況

2020年6月29日に発行しました第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」）に関して、社債権者より繰上償還請求に係る事前通知を受領し償還しました。

繰上償還の内容は、次のとおりです。

|        |                                                                        |
|--------|------------------------------------------------------------------------|
| 繰上償還日  | 2021年4月15日                                                             |
| 繰上償還額  | 600百万円                                                                 |
| 繰上償還金額 | 額面100円につき金100円                                                         |
| 繰上資金   | 自己資金により償還                                                              |
| 割当先    | 日本碍子株式会社                                                               |
| 繰上償還理由 | 本新株予約権付社債発行要領における、「12. 本社債の償還の方法及び期限(6)」に基づく社債権者からの繰上償還請求の事前通知を受領したため。 |

なお、本新株予約権付社債に付された新株予約権は、繰上償還額600百万円を除き、全ての行使が完了しております。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位     | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                                                       |
|--------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長      | 上 岡 崇   | 経営推進本部所管                                                                                                            |
| 代表取締役専務      | 杉 山 雅彦  | 社長補佐技術担当                                                                                                            |
| 常務取締役        | 高 橋 弘 光 | ものづくり革新本部所管<br>品質保証本部長                                                                                              |
| 取 締 役        | 小 林 茂 樹 | パワーエレクトロニクス事業本部長                                                                                                    |
| 取 締 役        | 牧 野 善 樹 | 情報通信事業本部長                                                                                                           |
| 取 締 役        | 畑 口 紘   | 弁護士                                                                                                                 |
| 取 締 役        | 張 瑞 宗   | WALSIN TECHNOLOGY CORPORATION 研究事業部<br>執行副総兼開発長<br>釜屋電機株式会社代表取締役会長<br>日通工エレクトロニクス株式会社取締役<br>エルナープリントドサーキット株式会社社外取締役 |
| 取 締 役        | 陳 怡 光   | 釜屋電機株式会社代表取締役社長<br>日通工エレクトロニクス株式会社代表取締役会長                                                                           |
| 取締役(常勤監査等委員) | 川 澄 晴 雄 |                                                                                                                     |
| 取締役(監査等委員)   | 小 林 茂 雄 | 公益財団法人みずほ育英会理事                                                                                                      |
| 取締役(監査等委員)   | 鈴 木 欽 哉 | 公認会計士<br>リズム株式会社社外取締役                                                                                               |
| 取締役(監査等委員)   | 陳 明 清   | 釜屋電機株式会社財務経理部部長<br>エルナープリントドサーキット株式会社社外取締役                                                                          |

- (注) 1. 取締役 畑口紘氏、川澄晴雄氏、小林茂雄氏および鈴木欽哉氏は社外取締役であり、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
2. WALSIN TECHNOLOGY CORPORATIONが2021年11月9日付けで当社の親会社に該当することになったことに伴い、取締役 張瑞宗氏、陳怡光氏および陳明清氏は、同日をもって社外取締役に該当しないこととなりました。
3. 取締役 小林茂樹氏は、2022年3月31日をもって取締役に辞任しております。なお、辞任時までの地位、担当および重要な兼職の状況は記載のとおりであります。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、川澄晴雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 監査等委員 川澄晴雄氏は、財務に関する業務に従事した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 監査等委員 鈴木欽哉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する専門的知見を有しています。
7. 監査等委員 陳明清氏は、財務に関する業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役と会社法第430条の3第1項に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用を当該保険契約により補填することとしています。

ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

## ④ 取締役の報酬等の総額

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会が決議した「役員報酬内規」を取締役の個人別報酬の決定方針としています。その中で、当社の報酬は会社の持続的な成長、企業価値向上のためのインセンティブとなる報酬体系とし、個々の報酬は各職責に応じた適正な水準とする方針を規定しています。その方針を踏まえ、役員別の報酬構成に基づき、報酬の種類別の基準、割合を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を決定しています。取締役会は社外役員の外的な視点からの意見を取り込み、「役員報酬内規」と照らし合わせ十分な検討を行った上で、当該方針に沿うものであると判断しました。

ロ. 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって決定しています。

ハ. 取締役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年6月18日開催の第79回定時株主総会において年額2億円（内、社外取締役分は年額3千万円）以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（内、社外取締役3名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月18日開催の第79回定時株主総会において年額5千万円以内と決議いただいています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

二. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき代表取締役社長（経営推進本部所管）上岡崇に個人別の固定報酬、業績連動報酬および役員退職慰労金の配分ならびに金額の決定を委任しています。委任の理由は、当社全体の業況を俯瞰し各取締役の担当事業に対する評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためです。

ホ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                  | 支給人員 | 報酬等の種類別の総額 |         |         | 報酬等の総額     |
|----------------------|------|------------|---------|---------|------------|
|                      |      | 基本報酬       | 業績連動報酬等 | 退職慰労金   |            |
| 取締役（監査等委員である取締役を除く。） | 9名   | 93,138千円   | 9,200千円 | 8,310千円 | 110,648千円  |
| （内、社外取締役）            | （3名） | （4,920千円）  | （－）     | （－）     | （4,920千円）  |
| 取締役（監査等委員）           | 4名   | 11,835千円   | －       | －       | 11,835千円   |
| （内、社外取締役）            | （4名） | （11,760千円） | （－）     | （－）     | （11,760千円） |
| 監査役                  | 3名   | 3,900千円    | －       | －       | 3,900千円    |
| （内、社外監査役）            | （3名） | （3,900千円）  | （－）     | （－）     | （3,900千円）  |

- (注) 1. 当社は、2021年6月18日開催の第79回定時株主総会決議に基づき、同日付けで監査等委員会設置会社に移行しています。
2. 上記には、2021年6月18日開催の第79回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいます。
3. 業績連動報酬等は、当事業年度に計上した役員賞与引当金の繰入額を記載しています。
4. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額を記載しています。
5. 当事業年度中に社外取締役に該当しなくなった取締役の報酬については、社外取締役の報酬等に含まれていません。
6. 上記のほか、社外役員が当社親会社または当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額（社外役員であった期間に受けたものに限る。）は、4,429千円です。

へ. 業績連動報酬等に関する事項

当社の業績連動報酬は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、本業で得られた利益である営業利益を主な算定の指標としています。算定方法は営業利益を基準として親会社株主に帰属する当期純利益、個々の貢献度も考慮し決定しています。なお、業績連動報酬は固定報酬の25%を超えない額とし、年1回6月に現金で支給することとしています。

当事業年度を含む営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益の推移は1. (2) 財産および損益の状況に記載のとおりです。

ト. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2021年6月18日開催の第79回定時株主総会決議に基づき、同総会の終結の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりです。

- ・取締役1名に対し 8,400千円

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分              | 氏 名   | 兼 職 状 況                                        | 当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係                                                              |
|------------------|-------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役            | 張 瑞宗  | WALSIN TECHNOLOGY CORPORATION<br>研究事業部執行副総兼開発長 | WALSIN TECHNOLOGY CORPORATIONは<br>当社の親会社に該当します。なお、同<br>社と当社との間には特別な利害関係は<br>ありません。 |
|                  |       | 釜屋電機株式会社代表取締役会長                                | 釜屋電機株式会社は、当社のその他の<br>関係会社に該当します。なお、同社と<br>当社との間には特別な利害関係はあり<br>ません。                |
|                  |       | 日通工エレクトロニクス株式会社取締役                             | 日通工エレクトロニクス株式会社と当<br>社との間には特別な利害関係はありま<br>せん。                                      |
|                  |       | エルナープリントドサーキット株式会<br>社社外取締役                    | エルナープリントドサーキット株式<br>会社と当社の間には、特別な利害関係<br>はありません。                                   |
| 取 締 役            | 陳 怡光  | 釜屋電機株式会社代表取締役社長                                | 釜屋電機株式会社は、当社のその他の<br>関係会社に該当します。なお、同社と<br>当社との間には特別な利害関係はあり<br>ません。                |
|                  |       | 日通工エレクトロニクス株式会社代表取<br>締役会長                     | 日通工エレクトロニクス株式会社と当<br>社との間には特別な利害関係はありま<br>せん。                                      |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 小林 茂雄 | 公益財団法人みずほ育英会理事                                 | 公益財団法人みずほ育英会と当社の間<br>には、特別な利害関係はありません。                                             |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 鈴木 欽哉 | リズム株式会社社外取締役                                   | リズム株式会社と当社の間には、特別<br>な利害関係はありません。                                                  |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 陳 明清  | 釜屋電機株式会社財務経理部部长                                | 釜屋電機株式会社は、当社のその他の<br>関係会社に該当します。なお、同社と<br>当社との間には特別な利害関係はあり<br>ません。                |
|                  |       | エルナープリントドサーキット株式会<br>社社外取締役                    | エルナープリントドサーキット株式<br>会社と当社の間には、特別な利害関係<br>はありません。                                   |

(注) WALSIN TECHNOLOGY CORPORATIONが2021年11月9日付けで当社の親会社に該当することになったことに伴い、取締役 張瑞宗氏、陳怡光氏および陳明清氏は、同日をもって社外取締役に該当しないこととなりました。

ロ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

| 区分               | 氏名    | 主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                               |
|------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役              | 畑口 紘  | 当事業年度に開催された取締役会16回中14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っており、経営の監督や取締役会の機能を強化する役割を果たしています。                                                                   |
| 取締役              | 張 瑞宗  | 就任後に開催された取締役会13回の全てに出席し、主に企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見から、意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っており、経営の監督や取締役会の機能を強化する役割を果たしています。                                                              |
| 取締役              | 陳 怡光  | 就任後に開催された取締役会13回の全てに出席し、主に研究開発や営業活動による豊富な経験と高い知見から、意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っており、経営の監督や取締役会の機能を強化する役割を果たしています。                                                            |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 川澄 晴雄 | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、主に企業経営および財務に関する豊富な経験と高い知見から、意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っています。また、当事業年度に開催された監査役会3回および監査等委員会11回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、監査・監督機能を強化する役割を果たしています。 |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 小林 茂雄 | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、主に企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見から、意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っています。また、当事業年度に開催された監査役会3回および監査等委員会11回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、監査・監督機能を強化する役割を果たしています。    |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 鈴木 欽哉 | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っています。また、当事業年度に開催された監査役会3回および監査等委員会11回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、監査・監督機能を強化する役割を果たしています。          |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 陳 明清  | 就任後に開催された取締役会13回の全てに出席し、主に財務に関する豊富な経験と高い知見から、意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っています。また、当事業年度に開催された監査等委員会11回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、監査・監督機能を強化する役割を果たしています。                   |

(注) WAL SIN TECHNOLOGY CORPORATIONが2021年11月9日付けで当社の親会社に該当することになったことに伴い、取締役 張瑞宗氏、陳怡光氏および陳明清氏は、同日をもって社外取締役に該当しないこととなりました。



#### (4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                         | 支 払 額    |
|-----------------------------------------|----------|
| 1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額               | 37,500千円 |
| 2. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 37,500千円 |

- (注) 1. 当社監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、1. の金額にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けています。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案します。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、取締役および使用人の職務執行の法令、定款への適合および当社および当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を構築し、運用する。

- 1. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、当社および当社子会社の取締役および使用人が遵守すべき法令、社内規程、企業倫理に関する行動指針を定めた「双信電機グループ企業行動指針」を策定し、取締役および使用人に配布し教育することにより周知徹底を図る。



- (2) 当社は社会的責任を果たすための活動を統括する組織としてCSR全社委員会を設置する。さらにその実務推進の傘下組織としてコンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス委員会規程」に基づき当社および当社子会社で法令、社内規程、企業倫理遵守の強化、徹底を図る。
- (3) 法令および企業倫理の遵守を確実なものとするために、当社および当社子会社の取締役および使用人が「双信電機グループ企業行動指針」に反する行為や予兆に接した場合には所属長、関係部門長、人事部門、総務部門および業務監査部門に相談、報告する。さらに顧問弁護士に相談、通報するヘルプライン制度を設ける。なお、相談者には不利益な処遇が生じないよう保護を図る。
2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (1) 当社は法令、社内規程（文書管理規程）に基づき文書の保存、管理を行い、取締役はこれらの情報を常時閲覧できる。
- (2) 情報管理については「情報セキュリティ基本方針」に基づき定めた社内規程（情報セキュリティ規程）にて対応する。
3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 経営戦略遂行に関するリスクについては、関係職制において日々のリスク管理を行うとともに、予算策定プロセスと職務権限規程に基づいた設備投資、研究開発投資の決裁手続きにおいて、総合的に検討、分析を行い、リスクを回避、予防する。
- (2) 法令、倫理、事件、事故、災害、品質、環境に関するリスクについては、発生を未然に防止するための全社統括組織としてCSR全社委員会を設置し、その傘下組織に危機管理委員会、コンプライアンス委員会、環境委員会、輸出管理委員会、全社安全衛生委員会、品質委員会を設ける。
- (3) コンプライアンス委員会は、当社および当社子会社の取締役および使用人が遵守すべき事項を定めた「双信電機グループ企業行動指針」に基づき、法令、社内規程、企業倫理等のコンプライアンス全般に関する事項について社内への周知徹底とそのリスク発生を未然に防止するための業務を行う。
- さらに環境保全、安全保障輸出管理、労働災害および品質管理の事案については、専門組織としての環境委員会、輸出管理委員会、全社安全衛生委員会および品質委員会がそれぞれの社内規程に基づきリスクの未然防止のための業務を行う。
- (4) リスクが発生し、経営に重大な影響を及ぼすと予想される場合には、社長が危機管理委員長および必要なメンバーから成る対策本部もしくは現地対策本部を発足させ、対応策の検討、決定、実施にあたる。

4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社は毎月定例の取締役会、また必要に応じて臨時の取締役会を開催し、重要事項に関する決議および職務の執行の報告を行う。また、意思決定をよりスピーディーに行うために取締役、本部長等が出席する経営会議を毎月2回開催する。
  - (2) 当社および当社子会社の取締役の日々の業務執行については、業務分掌規程において業務の範囲およびその責任について定め、職務権限規程で決裁プロセスおよび決裁者を定めることで権限委譲を行い、業務執行の効率化を図る。
  
5. 当社およびその親会社ならびに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社は、親会社であるWALSIN TECHNOLOGY CORPORATIONを中心とした企業グループが掲げている「CORPORATE PHILOSOPHY」に準じるとともに、当社および当社子会社の取締役および使用人が遵守すべき法令、社内規程、企業倫理に関する行動指針を定めた「双信電機グループ企業行動指針」を制定する。
  - (2) 当社および当社子会社の取締役および使用人が上記指針に反する行為や予兆に接した場合には所属長、関係部門長、人事部門、総務部門、業務監査部門に相談、報告する。さらに、ヘルプライン制度を設け顧問弁護士に相談、通報することができる。
  - (3) コンプライアンス委員会は上記指針の周知徹底を図る。さらに指針に反する行為、または予兆が当社グループに重大な影響を及ぼす恐れがある場合の対応にあたる。
  
6. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社子会社の事業運営に関しては、当該子会社の責任者が毎月開催される経営会議に出席し、重要事項に関する提案および事業状況の報告を行う。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項  
監査等委員会が、その職務を補助する取締役および使用人の設置を求めた場合、または内部監査部門の人員に監査業務の補助を行うことを求めた場合、代表取締役は監査等委員会と協議の上、必要な人員を配置する。
8. 前号の取締役および使用人の取締役（当該取締役および監査等委員である取締役を除く。）からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 上記の取締役および使用人または内部監査部門の補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分は、監査等委員会の同意を得て行う。
  - (2) 上記の取締役および使用人または内部監査部門の補助者は、監査等委員会からの指揮命令に服する。

## 9. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社および当社子会社の取締役、当社子会社の監査役は職務執行に関する不正行為、法令、定款に違反する重大な事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告する。
- (2) 当社および当社子会社の使用人またはこれらの者は職務執行に関する不正行為、法令、定款に違反する重大な事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに上司、関連部門の取締役または社内担当部門に報告し、報告を受けた上司、関連部門の取締役または社内担当部門は、直ちに当社監査等委員会に報告する。
- (3) ヘルプライン制度等を通して相談、報告された事案はコンプライアンス委員会事務局より当社監査等委員会に報告する。
- (4) 当社監査等委員会へ報告を行った通報者に対し、そのことを理由にした不利益な処遇を与えることを禁止する。

## 10. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項ならびに監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査等委員である取締役の職務の執行において生ずる費用について、監査等委員である取締役が策定した予算を設けることとする。また、予算外の費用が生じる場合も、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、処理する。
- (2) 監査等委員である取締役は重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、CSR全社委員会とその傘下委員会、業務監査部門による内部監査の報告会等に参加するとともに、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人にその説明を求めることができる。
- (3) 監査等委員である取締役および監査等委員会は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

## 11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、内部統制報告制度を構築、運用する。
- (2) 内部統制報告制度の構築にあたり、円滑かつ効果的に運営するために「内部統制報告制度に関する規程」に基づき、その有効性を定期的、継続的に評価し、是正が必要な場合には速やかに見直しを図る。

## 1 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

当社および当社子会社は反社会的勢力等との関係を一切遮断することを基本方針とする。また、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について弁護士や警察等の外部専門機関と連携を図り、情報収集に努めるとともに毅然とした姿勢で組織的に対応する。また、「双信電機グループ企業行動指針」にも反社会的勢力からの不法、不当な圧力に対しては毅然とした態度と行動で対応することを明記し周知徹底を図る。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### 1. コンプライアンス体制

- (1) 遵守すべき法令や現在の体制、制度に基づき「双信電機グループ企業行動指針」を改定した。その行動指針および「競争法遵守ハンドブック」は、当社および当社子会社の取締役および使用人に配布し、コンプライアンス意識の周知と法令遵守の強化、徹底を図った。
- (2) 企業情報の重要性、秘密性を認識し秘密を保持することを目的として、当社の使用人とは秘密保持に関する誓約書を締結している。
- (3) CSR全社委員会を年2回開催し、その傘下組織の1つであるコンプライアンス委員会を年2回開催した。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス活動により抽出された事案等について審議を行い、個別に適切な対応を行った。
- (4) 匿名のコンプライアンス意識調査アンケートを年2回実施した（7月：全体コンプライアンス調査、2月：品質コンプライアンス調査）。コンプライアンス意識の確認および問題点の調査、分析、解決を行った。併せて研修会も開催し、コンプライアンスの意識向上と法令遵守のための教育を行った。
- (5) 取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、上記コンプライアンス活動の実施状況および実施計画についての報告を受け、法令遵守に対しての監督を行った。

### 2. リスク管理体制

- (1) 経営危機に関する情報については、CSR全社委員会の傘下組織の1つである危機管理委員会が平常時より情報の収集、分析を実施しリスクを判断した。
- (2) 環境保全、安全保障輸出管理、労働災害および品質管理の事案については、専門組織としての環境委員会、輸出管理委員会、全社安全衛生委員会および品質委員会がそれぞれのリスクを未然に防止するための活動を行い、その内容はCSR全社委員長が経営会議で取締役（監査等委員である取締役を含む。）に報告した。
- (3) 情報のリスク管理については、情報システム部門による情報セキュリティ研修会を実施し、危機意識の共有と情報漏洩事故防止教育を行った。

### 3. 職務の執行体制

- (1) 当期は、取締役会を16回、経営会議を25回開催し、重要事項に関する決議および職務執行状況の報告を行った。
- (2) 取締役会で定めた職務権限規程に従って各職制に権限委譲を行い、経営に関する意思決定の効率化を図った。

### 4. 当社監査役（または監査等委員）の監査体制

- (1) 当期は、4月から株主総会までの期間は、社外監査役3名で構成される監査役会を3回開催した。監査等委員会設置会社への移行が決定した株主総会から11月8日までの期間は、社外取締役である監査等委員4名で構成される監査等委員会を6回開催した。WALSIN TECHNOLOGY CORPORATIONが親会社に該当することになった11月9日以降3月末までの期間は、社外取締役である監査等委員3名を含む計4名で構成される監査等委員会を5回開催した。
- (2) 監査役（または監査等委員）は取締役会のほか、必要に応じ経営会議、CSR全社委員会およびその傘下の各委員会、業務監査室による内部監査の報告会に出席するとともに、各事業部門への往査等を通し業務の執行状況を確認した。
- (3) 監査役（または監査等委員）は監査の実効性を高めることを目的に業務監査室と情報交換し、監査法人とも四半期毎の定期会合等を通じて情報交換を行った。
- (4) 監査役（または監査等委員）は取締役の職務執行状況について調査を実施し、取締役が適正に業務を執行したことを確認した。

### 5. 財務報告体制

「内部統制報告制度に関する規程」に基づき、その有効性を評価し、財務報告に係る内部統制の活動状況を経営会議で年2回、内部統制報告書を取締役会で年1回、取締役（監査等委員である取締役を含む。）に報告した。

### (7) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、着実に利益を確保し財務体質を強化するとともに、今後の事業展開などを勘案した安定配当を実施することを基本方針としています。

なお、当社は自然災害や感染症など不足の事態等が原因で、株主総会の開催が困難であると判断される場合においても遅滞なく剰余金の配当を可能とするため、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる」旨を定款に定めています。



## 連 結 計 算 書 類

### 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|-----------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| (資 産 の 部)       | 千円                | (負 債 の 部)              | 千円                |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>8,083,310</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>2,698,402</b>  |
| 現金及び預金          | 1,951,638         | 支払手形及び買掛金              | 758,452           |
| 受取手形及び売掛金       | 3,108,762         | 電子記録債務                 | 391,741           |
| 電子記録債権          | 1,400,007         | 未払金                    | 518,073           |
| 商品及び製品          | 167,794           | 未払法人税等                 | 213,998           |
| 仕掛品             | 477,645           | 賞与引当金                  | 373,265           |
| 原材料及び貯蔵品        | 871,724           | 役員賞与引当金                | 10,200            |
| その他の            | 109,629           | その他の                   | 432,673           |
| 貸倒引当金           | △3,889            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,157,704</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>7,688,146</b>  | 退職給付に係る負債              | 91,720            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,299,861</b>  | 役員退職慰労引当金              | 53,943            |
| 建物及び構築物         | 1,345,284         | 繰延税金負債                 | 1,012,041         |
| 機械装置及び運搬具       | 741,275           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>3,856,106</b>  |
| 土地              | 853,379           | (純資産の部)                |                   |
| 建設仮勘定           | 250,769           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>11,514,404</b> |
| その他の            | 109,154           | 資 本 金                  | 4,256,750         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>63,811</b>     | 資 本 剰 余 金              | 4,238,426         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,324,474</b>  | 利 益 剰 余 金              | 3,020,181         |
| 投資有価証券          | 112,626           | 自 己 株 式                | △953              |
| 退職給付に係る資産       | 4,032,363         | その他の包括利益累計額            | 400,946           |
| 繰延税金資産          | 78,912            | その他有価証券評価差額金           | 19,077            |
| その他の            | 105,062           | 為替換算調整勘定               | △168,093          |
| 貸倒引当金           | △4,489            | 退職給付に係る調整累計額           | 549,962           |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>15,771,456</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>11,915,350</b> |
|                 |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>15,771,456</b> |

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

| 科 目             | 金 額     | 千円         |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 12,052,916 |
| 売上原価            |         | 8,442,980  |
| 売上総利益           |         | 3,609,936  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,370,756  |
| 営業利益            |         | 1,239,180  |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息            | 696     |            |
| 受取配当金           | 4,138   |            |
| 為替差益            | 59,469  |            |
| 助成金収入           | 2,318   |            |
| その他             | 14,897  | 81,518     |
| 営業外費用           |         |            |
| 株式交付費用          | 3,180   |            |
| その他             | 2,937   | 6,117      |
| 経常利益            |         | 1,314,581  |
| 特別利益            |         |            |
| 固定資産売却益         | 591     | 591        |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産除却損         | 3,492   |            |
| 弁護士報酬等          | 35,200  | 38,692     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,276,480  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 179,852 |            |
| 法人税等調整額         | △64,087 | 115,765    |
| 当期純利益           |         | 1,160,715  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 1,160,715  |

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

# 計 算 書 類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部)          | 千円                | (負債の部)          | 千円                |
| <b>流動資産</b>     | <b>7,166,375</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>2,901,318</b>  |
| 現金及び預金          | 1,450,640         | 電子記録債権          | 391,740           |
| 受取手形            | 116,865           | 買掛金             | 1,109,304         |
| 電子記録債権          | 1,400,007         | 関係会社短期借入金       | 150,031           |
| 売掛金             | 2,898,201         | 未払金             | 461,750           |
| 商品及び製品          | 54,075            | 未払法人税等          | 166,721           |
| 仕掛品             | 113,355           | 未払費用            | 82,323            |
| 原材料及び貯蔵品        | 270,843           | 前受金             | 5,581             |
| 前払費用            | 44,781            | 預り金             | 21,705            |
| 関係会社短期貸付金       | 274,500           | 賞与引当金           | 277,313           |
| その他             | 546,993           | 役員賞与引当金         | 9,200             |
| 貸倒引当金           | △3,889            | その他             | 225,645           |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,679,044</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>823,705</b>    |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,065,941</b>  | 役員退職慰労引当金       | 52,610            |
| 建物              | 808,555           | 繰延税金負債          | 771,095           |
| 構築物             | 25,711            | <b>負債合計</b>     | <b>3,725,023</b>  |
| 機械装置            | 223,628           | (純資産の部)         |                   |
| 車両運搬具           | 206               | <b>株主資本</b>     | <b>10,106,791</b> |
| 工具器具備品          | 79,867            | 資本金             | 4,256,750         |
| 土地              | 750,887           | 資本剰余金           | 4,238,426         |
| 建設仮勘定           | 177,083           | 資本準備金           | 1,401,687         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>59,777</b>     | その他資本剰余金        | 2,836,738         |
| ソフトウェア          | 56,404            | <b>利益剰余金</b>    | <b>1,612,567</b>  |
| その他             | 3,372             | 利益準備金           | 2,500             |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,553,325</b>  | その他利益剰余金        | 1,610,067         |
| 投資有価証券          | 75,636            | 固定資産圧縮積立金       | 1,602             |
| 関係会社株式          | 1,149,929         | 繰越利益剰余金         | 1,608,465         |
| 出資金             | 10,860            | <b>自己株式</b>     | <b>△952</b>       |
| 関係会社出資金         | 8,439             | <b>評価・換算差額等</b> | <b>13,604</b>     |
| 従業員に対する長期貸付金    | 6,940             | その他有価証券評価差額金    | 13,604            |
| 長期前払費用          | 793               |                 |                   |
| 前払年金費用          | 3,244,565         | <b>純資産合計</b>    | <b>10,120,396</b> |
| その他             | 60,649            | <b>負債・純資産合計</b> | <b>13,845,419</b> |
| 貸倒引当金           | △4,489            |                 |                   |
| <b>資産合計</b>     | <b>13,845,419</b> |                 |                   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。



## 損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

| 科 目                   |           | 金 額     | 千円         |
|-----------------------|-----------|---------|------------|
| 売 上                   | 高 価       |         | 11,563,658 |
| 売 上                   | 原 価       |         | 8,738,461  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 総 利 益     |         | 2,825,196  |
| 営 業 外 収 益             | 営 業 利 益   |         | 1,918,984  |
| 受 取 利 息               | 受 取 配 当 金 | 2,395   |            |
| 受 取 為 替 差 益           | 受 取 賃 貸 料 | 3,674   |            |
| 受 取 そ の 他             |           | 54,079  |            |
| 営 業 外 費 用             |           | 58,632  |            |
| 支 払 利 息               |           | 13,229  | 132,011    |
| 株 式 交 付 費 用           |           | 1,221   |            |
| 賃 貸 の 他               |           | 3,180   |            |
| そ の 他                 |           | 3,154   |            |
| 経 常 利 益               |           | 2,883   | 10,439     |
| 特 別 利 益               |           |         | 1,027,783  |
| 固 定 資 産 売 却 益         |           | 590     | 590        |
| 特 別 損 失               |           |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         |           | 3,076   |            |
| 弁 護 士 報 酬 等           |           | 35,200  | 38,276     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |           |         | 990,098    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |           | 125,568 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         |           | △41,992 | 83,575     |
| 当 期 純 利 益             |           |         | 906,522    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

双信電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

|                    |       |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水 | 上 | 圭 | 祐 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐 | 瀬 |   | 剛 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、双信電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、双信電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結

計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

双信電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

|                    |       |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水 | 上 | 圭 | 祐 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐 | 瀬 |   | 剛 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、双信電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



### 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。なお、監査等委員会設置会社に移行する前の2021年4月1日から2021年6月18日（定時株主総会終結時）までの監査については、当時の各監査役が実施した監査内容を確認のうえ当事業年度の監査報告といたしております。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況についてインターネット等を経由した手段も活用しながら、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項については、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

双信電機株式会社 監査等委員会

|         |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査等委員 | 川 | 澄 | 晴 | 雄 | ㊟ |
| 監査等委員   | 小 | 林 | 茂 | 雄 | ㊟ |
| 監査等委員   | 鈴 | 木 | 欽 | 哉 | ㊟ |
| 監査等委員   | 陳 |   | 明 | 清 | ㊟ |

注) 監査等委員 川澄晴雄、小林茂雄及び鈴木欽哉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

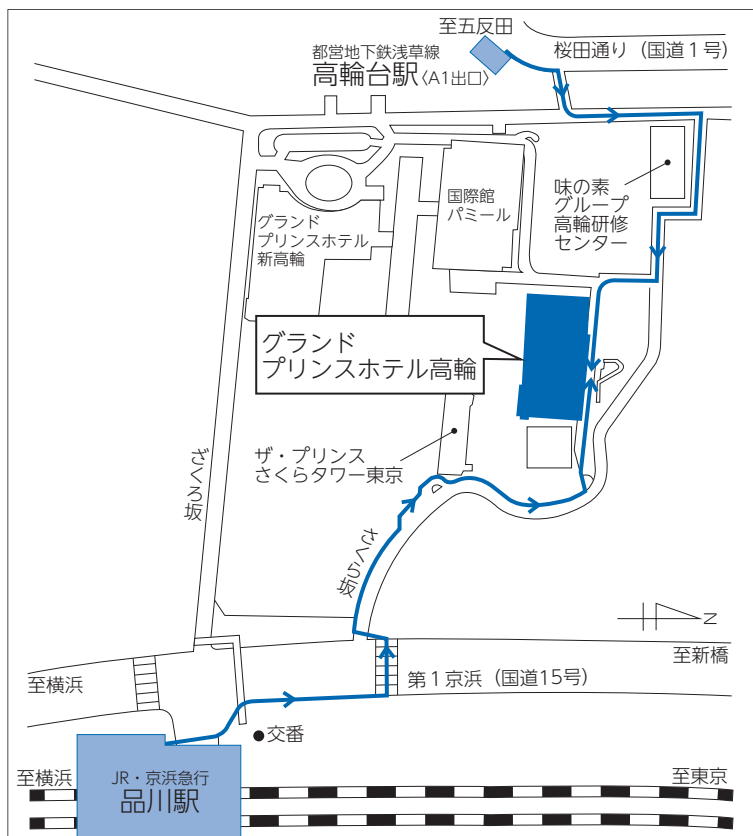
# 株主総会会場のご案内図

東京都港区高輪3丁目13番1号  
グランドプリンスホテル高輪  
2階「桜花」  
電話 03-3447-1111

## 交通機関

- \* JR線・京浜急行線  
品川駅（高輪口）下車 徒歩8分
- \* 都営地下鉄浅草線  
高輪台駅（A1出口）下車 徒歩6分

専用の駐車場がございませんので、お車  
でのご来場はお控えいただき、公共の交  
通機関をご利用くださいますようお願い  
申し上げます。



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会当日のご来場  
につきましては、開催日時点の感染状況やご自身の体調をご勘案のうえ、  
ご検討いただきますようお願いいたします。

なお、当社の対応につきましては当社ウェブサイトに掲載させていた  
だいており、今後の状況変化により内容を随時更新いたします。

当社ウェブサイト <https://www.soshin.co.jp/ir/meeting.php>  
(「QRコード®」を読み取り接続することも可能です。)

